

# 水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ

## 1 改定の内容

二本松市の水道料金・加入金および下水道使用料は、合併前の旧市町の料金体系をそのまま継続し、各地域で別々の料金等を適用してきましたが、令和7年4月使用分（5月検針分）から新たな料金体系に段階的に統一します。

今回の料金等の統一により、公平性の確保、給水人口および接続人口の減少と施設更新への対応、適正な料金（使用料）水準への移行が図られることとなります。

対象となるのは、水道料金は上水道事業地区（二本松地域・安達地域）、下水道使用料は流域関連公共下水道事業地区（二本松地域（岳地区を除く）・安達地域）です。

新たな料金体系は、水道料金・下水道使用料とも現行の二本松地域の料金体系を採用するとともに、二本松地域の現状の料金等の1.2倍程度に引き上げさせていただきます。

なお、この料金体系の統一により、料金等が増額する場合は、物価高騰など皆様の生活への影響を考慮し、緩和措置として3年（令和7～9年）をかけて段階的に引き上げる措置を講じますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆平均改定率

◎水道料金

- ・二本松地域 1.2倍程度（約20%増額）
- ・安達地域 0.9倍程度（約10%減額）

◎下水道使用料

- ・二本松地域（岳地区を除く）1.2倍程度（約20%増額）
- ・安達地域 1.0倍程度（増減なし）

※平均改定率とは、現行料金での総料金収入に対して、改定後の料金で算定した場合に増減する総料金収入の比率です。

◆料金等の改定額

◎水道料金

- ・二本松地域は、現行料金の一律1.2倍程度となります。
- ・安達地域は、平均改定率を0.9倍程度と見込んでおり、現状よりも平均で約10%の減額となりますが、二本松地域の料金体系に統一するため、使用水量によっては、増額となる場合があります。

◎下水道使用料

- ・二本松地域（岳地区を除く）は、現行使用料の一律1.2倍程度となります。
- ・安達地域は、平均改定率を1.0倍程度と見込んでおり、平均では現状と同額程度になりますが、二本松地域の使用料体系に統一するため、排除下水量によっては、減額となったり増額となったりする場合があります。

## 2 二本松地域の水道料金表（税抜）

区分	口径・水量	現行	第1段階改定	第2段階改定	第3段階改定(統一)
			令和7年4月 使用分から	令和8年4月 使用分から	令和9年4月 使用分から
基本料金	13mm	880円	941円	1,003円	1,056円
	20mm	1,990円	2,129円	2,268円	2,388円
	25mm	3,210円	3,434円	3,659円	3,852円
	30mm	4,660円	4,986円	5,312円	5,592円
	40mm	8,320円	8,902円	9,484円	9,984円
	50mm	12,650円	13,535円	14,421円	15,180円
	75mm	28,860円	30,880円	32,900円	34,632円
	100mm	44,400円	47,508円	50,616円	53,280円
水量料金	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	61円	65円	69円	73円
	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	77円	82円	87円	92円
	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	111円	118円	126円	133円
	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	144円	154円	164円	172円
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	172円	184円	196円	206円
	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	210円	224円	239円	252円
	501m <sup>3</sup> 以上	244円	261円	278円	292円
	公衆浴場	13円	15円	15円	15円

●計算方法（1か月あたり）

メーター口径13mmで、使用水量が25m<sup>3</sup>の場合

・現行（880円＋111円×25m<sup>3</sup>）×1.1（消費税10%）＝4,020円

・統一後（1,056円＋133円×25m<sup>3</sup>）×1.1（消費税10%）＝4,819円（799円増額）

（裏面もご覧ください。）

### 3 水道加入金（税抜）

	対象地域	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm以上
現 行	二本松・岳	規定なし					
	安達	128,000円	221,000円	501,000円	731,000円	1,303,000円	市長が別に定める額
改定後	二本松・岳・安達	64,000円	110,500円	250,500円	365,500円	651,500円	市長が別に定める額

※令和7年4月1日以後の水道の新設・増口径の申込時に適用されます。

### 4 二本松地域の下水道使用料金表（税抜）

区分	現行	第1段階改定	第2段階改定	第3段階改定(統一)
		令和7年4月 使用分から	令和8年4月 使用分から	令和9年4月 使用分から
基本使用料	600円	642円	684円	720円
下水量	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	55円	58円	62円
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	70円	74円	84円
	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	100円	107円	120円
	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	125円	133円	150円
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	150円	160円	180円
	101m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	175円	187円	210円
	501m <sup>3</sup> 以上	205円	219円	246円

●計算方法（1か月あたり）

下水量が25m<sup>3</sup>の場合

- ・現 行 （600円 + 100円 × 25m<sup>3</sup>） × 1.1（消費税10%） = 3,410円
- ・統一後 （720円 + 120円 × 25m<sup>3</sup>） × 1.1（消費税10%） = 4,092円（682円増額）

上下水道料金改定に  
関することはHPから

二本松市 水道・下水道



●建設部上下水道課へのお問い合わせ先

水道料金に関すること 電話番号 0243-55-5135(水道管理係)

下水道使用料に関すること 電話番号 0243-55-5138(下水道管理係)

ファックス番号 0243-62-1033



HP QR